

平成 26 年度

垂水区社会福祉協議会「善意銀行」

キモチをカタチに思いをつなぐ

「ハート ♡ ブリッジ助成」のご案内



垂水区社会福祉協議会善意銀行「ハート♡ブリッジ助成」のご案内

垂水区社会福祉協議会「善意銀行」では、区民の方からの寄付金・品を募っています。「時間的に余裕がないけれど、社会のお役に立ちたい、困っている人の支援をしたい」という思いを預託金品としてお預かりします。

今回匿名の方からいただいた寄付金をもとに、「ハート♡ブリッジ助成」として、地域の福祉に寄与する事業や活動(以下「事業」という。)を公募し、その事業に要する経費の一部を助成します。

■ 目 次 ■

助成に応募する前に . . .

1. 助成の対象となる事業について
2. 助成の対象団体について
3. 助成の対象となる事業の実施期間
4. 助成の金額について
5. 助成の対象となる経費
6. 助成の対象とならない経費
7. 応募について
8. 助成の審査方法と決定について

助成が決定したら . . .

9. 実施報告について
10. 助成事業の用途変更等の手続きについて
11. 助成金の返還について
12. 垂水区社会福祉協議会「善意銀行」PRのご協力について
13. お問い合わせ窓口

助成に応募する前に . . .

1. 助成の対象となる事業について

こども・高齢者・障害者支援やその他地域福祉の推進を図ることを目的とした事業が助成の対象となります。ただし、垂水区外の申請者が垂水区外の活動場所で、垂水区民以外の人を対象として実施する事業は申請できません。本案内を熟読の上、申請するようにしてください。

2.助成の対象団体について

任意団体・社会福祉団体・地域活動グループ・非営利法人が対象団体となります。

【具体的な団体の例】

NPO 法人、社会福祉法人、子育て支援グループ、ボランティアグループ、
当事者団体、自治会、ふれあいのまちづくり協議会、婦人会、高齢者支援グループ

※申請件数は、1つの団体につき1件に限ります。但し、垂水区内で複数の事業所を運営する団体（法人）については、事業所ごとに1つの団体とみなします。

※ただし、下記に該当する団体や事業は対象となりません。

[団 体] 政治的活動、宗教的活動を目的とした団体

[事 業] 当会による助成金（地域をつくる区民応援助成、友愛訪問グループ運営費助成、ふれあい給食会活動助成、ボランティアグループ運営費助成、子育てコミュニティ育成事業助成、コミュニティサポート育成支援事業、地域をつくる区民応援助成）及び、神戸市のふれあいのまちづくり助成を受けている団体で、同じ事業にかかる経費の申請

3.助成の対象となる事業の実施期間

- ・平成26年4月1日～平成27年3月31日

4.助成の金額について

- ・申請額の上限 **1,000,000円**（一事業あたりの助成上限額。少額の事業でも申請可能です。）
- ・助成金の総額 **1,000,000円**（ハート♡ブリッジ助成の総額）

5.助成の対象となる経費

- ・交通費 活動に要する電車、バス賃、ガソリン代の実費
- ・謝金 外部からの講師や一時保育、手話、要約筆記の謝金等
- ・消耗品 コピー用紙、文具の購入費、イベント・行事等における会食等の
原材料費・茶菓代
- ・印刷費 チラシ、資料印刷費、コピー代
- ・通信費 電話代、郵便代
- ・使用料 会場代、機器のレンタル代
- ・備品費 恒久的に使用する単価10,000円以上のもの
- ・保険料 ボランティア保険、行事保険
- ・手数料 銀行振込手数料
- ・修繕費 備品、機材の修理、活動拠点の修繕費
- ・参加費 研修会参加費
- ・その他 善意銀行運営委員会で必要と認められたもの

6.助成の対象とならない経費

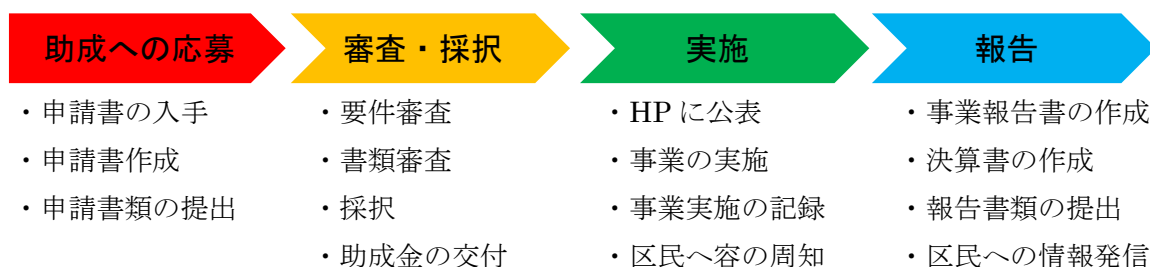
- ・グループ、団体の会員や構成員が講師となる場合の謝金及び有償スタッフ人件費
- ・新規立ち上げ事業の際の通常のグループ・団体の運営・活動に関する経費
- ・光熱水道費等、本来団体が負担すべき経費
- ・ボランティア、スタッフ等の打ち合わせ会等のお弁当・お茶等の飲食代
- ・助成の申請と報告に要する経費

※事業費の支出はできる限り区内の商店、事業所等の利用をお願いします。

※事業経費には参加費や寄付金、事業実施に伴う売上金等自己財源の活用を検討ください。

7.応募について

- ・応募から助成金の交付、事業完了報告書の提出までのイメージ



(申請書提出締切り及び提出先)

- ・本会窓口へ提出ください。平成26年2月21日(金)17:00までに必着のこと。

※持参・郵送・Eメール可

(必要な書類について)

①申請書

※本会が定める様式に記入の上、提出ください。別紙による提出は認められません。

②団体規約(グループの会則)の写し

③直近の団体の予算及び※決算書類(会計帳簿)の写し

※同一団体(法人)すべての決算書類を提出してください。

④会員(団体の構成員)名簿

⑤総会の議案書

⑥備品購入、修繕の場合は見積書

⑦その他添付資料(団体の会報とリーフレット)

(申請書と必要書類について)

- ・申請様式については本会窓口で受け取ることができます。また同様式のデータは、12月中旬から、当会HP(URL <http://www.tarumi-csw.or.jp/>)でダウンロードできます。

善意銀行 垂水

検索

※本会HPは各検索サイトから表示することができます。

8.助成の審査方法と決定について

(審査について)

- 提出された事業は本会にて要件審査を実施したのち、垂水区社会福祉協議会理事長が委嘱した垂水区社会福祉協議会善意銀行運営委員会により審査されます。また、その後、寄付者の意向により採択団体を決定し、3月末日まで助成します。

(要件審査)

- 申請書類をもとに、本会にて要件審査(書類審査)を実施します。

(善意銀行運営委員会審査基準とその内容)

審査対象項目	審査委員1名の各項目の持ち点
(1) 地域課題解決・地域福祉への寄与度	6点
(2) 費用対効果、経費・人員の妥当性	6点
(3) 団体運営能力	6点
(4) 事業遂行能力	6点
(5) 財務的困窮性	6点
(6) 独創性	6点
(7) 始動性	6点
(8) 緊急性	6点
(9) 将来性・継続性	6点
合計	54点

注) (4) の事業遂行能力について、審査委員の平均点が3点未満の場合は欠点とし、他の審査対象項目の点数が高くても助成を受けることができません。

- 地域課題解決・地域福祉への寄与度
 - 取り組み内容が区内の地域課題を的確にとらえているか、また解決に向けてどのように取り組んでいくか。
 - 取り組み内容が地域の福祉の推進に寄与する事業であるか。
- 費用対効果、経費・参加人員の妥当性
 - 助成により取り組んだ結果、費用に見合った、またはそれ以上の効果が期待できるか。
 - 申請事業の経費が参加人数に対して適正であるか。
- 団体運営能力
 - 申請団体の運営が適正になされているか。
- 事業遂行能力
 - 申請した取り組みを遂行する能力が団体にあるか。
- 財務的困窮性
 - 団体が財政的に困窮しているか。
 - 申請事業が公的制度外で財的支援が受けにくいものであるか。
- 独創性
 - 事業の活動期間の長短は問わないが、他の事業に類することがなく、地域のモデルとなる事業であるか。
- 始動性
 - 取り組もうとする事業が始まったばかりで、当助成金による支援が必要であるか。
- 緊急性
 - 申請事業は、取り組もうとしている課題の解決が急がれるものであるか。
 - 一時的に事業の維持が困難で支援が必要であるか。
- 将来性・継続性
 - 助成により取り組んだ結果、将来的に発展的な成果が得られるか。
 - 助成終了後も自己資金で同様の事業が展開し続けられるか。

(助成事業の採択)

- 後日採択・不採択の通知を文書で通知します。
- 採択団体には助成金請求の手続き後、助成金が振り込まれます。

助成が決定したら・・・

9.実施報告について

- ・事業完了後ただちに、「実施報告書」「収支報告書」に添付書類を添えて提出してください。※ただし、平成27年3月31日(月)をもって事業が完了する場合は、提出期限を平成27年4月10日(木)までとします。

(報告書提出先)

- ・本会に郵送するか直接ご持参ください。
※FAXやEメールによる受け付けはできません。

(必要な書類について)

- ①実施報告書
- ②事業(備品購入や修繕の実施)がわかる記録写真2点
- ③事業等にかかった経費全ての領収書(原本)
- ④事業等の収支報告書
- ⑤事業等を住民にPRしたチラシ・広報物・HPのコピー(URLを添えて)
- ⑥自己評価シート(仮称)

(提出書類の取り扱いに関するプライバシーポリシー)

- ・提出いただいた報告書および添付書類の所有権は本会に帰属します。提出いただいた書類(領収書の原本を除く)は、助成に関する資料および記録として利用し、保管させていただくため返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ・提出いただいた添付資料のうち、写真は本会の広報(ホームページ・その他定期刊行物)に使用する場合があります。
- ・尚、一部の写真でプライバシーの配慮を必要とするものに関しては、その旨を写真または貼り付け台紙余白に明記し、提出時に職員へ申しつけてください。

10.助成事業の用途変更等の手続きについて

- ・採択された助成事業の内容を変更する場合、必ず垂水区社会福祉協議会へご相談ください。尚、変更した内容を実施するには、計画変更申請書を提出し、事前に承認を受ける必要があります。

11.助成金の返還について

- ・採択された事業の内容を大幅に変更し、申請が認められなかったり、事業そのものを中止したりする場合、また備品購入や修繕において、申請した内容のものと異なるものを購入・修繕した場合は、助成金を返還していただきます。

12.垂水区社会福祉協議会「善意銀行」PRのご協力について

- ・助成の取り組みは、善意銀行に対する垂水区内の区民の皆さんのご理解と、ご協力によって成り立っています。申請事業が採択された団体の皆さんには、その点をご理解いただき、可能な範囲で垂水区善意銀行のPRへご協力をお願いします。

(広報物での掲示)

- ・団体定期刊行物(機関誌、会報等)や団体ホームページなどで、善意銀行「ハート♡ブリッジ助成」による活動や事業(物品購入)である旨を、情報発信してください。
- ・その他、団体が所有する広報掲示板などを活用した地域住民へのPRや、関係団体・機関の広報などを活用した対外的な広報を行っていただくようお願いします。

13.お問い合わせ窓口

- ・事業に関しての相談、助成への応募手続き、受付は下記連絡先で行っています。また申請書、報告書の書き方についてもご相談に応じます。

【垂水区社会福祉協議会】

〒655-8570 神戸市垂水区日向 1-5-1 (垂水区役所内)

TEL: 078-708-5151(内線 357)

FAX: 078-709-1332

E-Mail: info@tarumi-csw.or.jp

平日(土・日・祝日・年末年始を除く) 8:45~17:15

